

まちづくり基本条例案

福島町議会で可決

【福島】定例町議会

は十二日、自治のルールや理念を明文化した「町まちづくり基本条例案」を原案通り可決した。住民投票制度が盛り込まれ、四月一日から施行する。

条例は前文と三十三条で構成。町の重要課題について、有権者の四分の一以上の署名があれば、町長に住民投票の実施を請求できると定めた。請求を受けた町長は課題に応じて、投票資格など必要事項を決めた住民投票条例を制定する。町長も自ら発議できる。

住民投票の結果について、町長や議会は尊重することも規定した。

また、同条例の見直

しや検証を行う「町まちづくり推進会議」設置を定めた条例案も原案通り可決した。

定例会はこのほか、議案八件を原案通り可決、新年度各会計予算案など議案十件を予算審査特別委員会に付託し、休会した。

(満園徹)